

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年10月5日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
6番	中村日出美

5. 会議録署名委員 9 番 石 塚 義 博
 10 番 辻 村 忠 雄

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について（納税猶予（出口））
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出について（4 条届出）
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（5 条届出）
報告第 3 号	2 アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さま、こんにちは。定刻になりましたので令和2年第10回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる9月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をさせていただきます。

7番 田中会長

14番 森委員

16番 神原委員

17番 内田孝司委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 3件

議案第2号 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について(納税猶予(出口)) 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 13件

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(4条届出) 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(5条届出) 1件

報告第3号 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出について(農業用施設) 1件

(会長)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。9番の石塚委員、10番の辻村委員、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案書に基づきまして進めてまいりたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号19から受付番号21の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは次に、議案第1号の案件について、担当地区の推進委員の意見を求めたいと思います。

まず、●●委員。

(●●委員)

問題ありません。

(会長)

続きまして●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

特にありません。

(会長)

それから続きまして、●●●●委員。

(●●●●委員)

問題ありません。

(会長)

続きまして●●委員。

(●●委員)

今は19番だけですね。19番だけに対してですか。

(会長)

いや、今の。

(●●委員)

19番から21番。

(会長)

はいはい、3件。

(●●委員)

21番の件ですけれども、よろしいですか。図面番号では3番見ていただいたら良いと思うんですけど、その図面ではちょっとわかりにくいんですけども、この土地、今、持っておられる方が温室が建っている。もともと観葉植物ということで、この畑の面積、これ全部みたいに見えてますけれども、畑の面積としては3アールくらいですね、13アールのうち。ほんで、進入路と入口入ったところにコンクリが貼られてるんです。ここの中に温室が建ってるということの中で、この方、この土地を買われて、畑やったら畑、田んぼやったら田んぼで耕作されるのわかるんですけど、どうかたちの耕作をされるのか、事務局、聞いておられますか。

(事務局)

はい、事務局のほうでお伺いしておりますのは、道路側についてはねぎであったり、そういった野菜をやると。奥側のハウスの近くですね、温室の近くについてはぶどうであったり、そういうような果樹をするというふうに伺っておるところでございます。

(●●委員)

温室の中はどうぞです。

(事務局)

聞いておりますのは、温室の中については農業用倉庫的に使う部分と、一部、土の部分があるそうなので、そこ部分には果樹とかを。

(●●委員)

農業用の倉庫的に使うって2アール以上あると思うんですけど、これはちょっと具合が悪いな。これ、今、持っておられる方は、一時的にこれ違反転用されていて、コンクリートの上に車置いたり、温室の中に物を置いたりして、ちょっと違反転用もあったさかいに、事務局はよく知っておられると思うんですけども、その点、今回の現地調査の中で、まだブルーシートかけて何か置いて、僕ら中入れへんからわからへんんですけど、何か置いてあるように思うんですけども、本当にきれいにして、それだけの、買ってほんまにされるんですかね。転用の隠れみのみになって、違反転用には発展しないですやろね。そこらちょっとお聞きしたいなと思って。それとこの方、下限面積4000平米持っておられますけども、本当にこの4000平米はどこに何をされてんのか聞いておられます。

(事務局)

はい、この4000平米につきましては、この●●さんという方ですね、譲渡人の方ですね、●●●●のほうでお持ちの土地、こちらもうすでに3条取得をされておりまして、耕作証明も適正に管理されているということで発行されておるといようなかたちでございます。

(●●委員)

それで下限面積4000平米あるということですか。この買われる方が。

(事務局)

はい、すでにもう土地のほうはもうお持ちであつて。

(●●委員)

今の●●●●のほうは山林で、タケノコ採ったはるということですよ。

(事務局)

はい。タケノコを採っておられると。

(●●委員)

そしたら、ここで農業してどういうことになるのかなという。ほんまに果樹植えてされる、温室の中でどういうかたちでされるのか、もうちょっと指導をされたらどうかなと思ったりするんですけど。違反転用には発展しませんか。

(事務局)

確かにですね、以前の方につきましては、そういうような使い方をされておったような方でございますので、今後ですね、この新しい●●さんにおかれましても、そういうような使い方がなされないように指導を適正にしていきたいと思っております。

(●●委員)

その指導に関しては、確約書をとるとか。これ今、3条申請ですので、もうこれ説明はないけども、今、町外の方が買われる場合は府の許可ですね。

(事務局)

以前は、町外の方が買われる場合は府の許可になっておりましたけれども、平成21年頃でしたかね、改正がございまして、町内の方、町外の方関わらず久御山町の農業委員会の許可になっておるところでございます。

(●●委員)

そしたらますます農業委員会の指導が大事に思うんで、そこら、もう一筆とるとか、そういう何かできないんですかね。きちっと温室の中を使われるのか、オープンにされるとか。今のシート張ってあんなことしてあって、木も植えられるはずもあらへんし。農業用倉庫として使われる言うて、農業用倉庫としてって、いうほどの面積あらへん、タケノコ作ったはるだけで。農業用倉庫って何が要るんです。

(事務局)

この方については、トラクターであったりそういうふうな物をお持ちでございますので、そういった農機具を置いたりするというふうなことです。

- (●●委員) それにそんだけの面積必要ですか。
- (事務局) 全ての温室がそのような使い方をされるわけではなくて、基本的には。
- (●●委員) ちょっと言わせて。
- (会長) はい。
- (●●委員) あのね、今、地元の推進委員さんがこう言われてるねんさかいにね、あんたんとこ、出したもんみんな通そう通そうと思わんと、いっぺんそこで一歩立ち止まって、いっぺん調査するとかしてみたらどうやねん、これ。何でも出てきたやつみんな通そうとしてね、地元の人があそこまで言うたはんねんやから。
- (●●委員) それで僕もね、前農業委員さん、今の農家組合長さんとも相談した中でね、やはりこれだけは言うとかないかんなど、前の方は違反転用されてるんやさかいにね。事務局知っておられると思うんですわ、内容を。だからきれいに、中をきれいにしてもらって、ほんまの温室になったんかまで、転用かかるっていうんやったらわかるけれども、今のままでずっと使ってもらったらまた、そういうかたちで色んな物入るんじゃないんですかね。
- (事務局) 確かにですね、そういうふうな懸念がございまして、事務局のほうで誓約書というかたちで耕作放棄をしないことであつたり、耕作目的以外の用途に使用することはしませんというふうな誓約書はとってはおりますけれども、それをもって。
- (●●委員) そやけどこの方、ほんまに農業経験あるんですか、ないんですか。タケノコだけ買わはって、下限面積こ

(●●委員)

しらはって、農業経験なしで、家庭菜園やね。今度、買はる人が悪いとは言われへんけど、そういうかたちでなったらかなんということ、それだけなんですけどね。前の方は全然良いことないし、地域の農家組合とは全然適合せなんだからね。色々問題が大ありなんです。そやから、売ってくれはるのは結構やけど、今度買ってくれはる人もね、きちっとやっぱり営農してくれはるんやったら問題ないですけども、後、こういうかたちに発展しないようにだけ町としては対策を講じていただきたい。以上です。

(会長)

はい。とりあえず、●●推進委員の意見につきましたはまとまったということでございます。また後ほどですね、採決のほうもとりたいと思います。とりあえずですね、今の推進委員さんの意見をいただいたということで留めたいと思います。

それでは事務局より、まず農地法3条について説明説明等、よろしく願いいたします。

(事務局)

まず、議案第1号受付番号19につきましたは議案書1ページをご覧ください。こちらは面積が少なくなっておりますけれども、残地として残った部分をですね、隣接農地所有者さんに売却するというような案件でございます。その他の内容につきましたは記載のとおりでございます。

所在地につきましたは、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、議案書2ページにお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく願いします。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号19ですね、19につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。受付番号19につきましては、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号19に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号19については許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号20につきまして、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号20につきましては議案書3ページをご覧ください。本案権につきましては生前贈与の案件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

また、議案書4ページにお付けしております農地法第3条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号20につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

生前贈与の案件です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号20について、許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、議案第1号受付番号20については許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号21について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号21につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。この3条につきましては、先ほどご意見ございましたとおりですね、過去から色々な動きがあった土地でございます。以前にですね、この土地のほうに草が生えておりまして、本年ですね、指導の文書を送らせていただいたところ、この譲渡人があります●●さんがもう耕作ができないということで、相手さんを探してこられましてですね、この●●さんという方のほうが、草の生えておりました●●●●の土地をきれいにされたというふうにかがっておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

また、議案書6ページにお付けしております農地法第3条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号21について事務局より説明がございました。先ほど、●●推進委員のほうからご意見等たまわりましたけれども、その他、何かご意見等はございませんか。よろしゅうございますか。よろしいですか。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

この件ですけれども、現地確認でオッケイ出てませんでしたか。現地確認、3人か4人行かれてました。会

(●●●委員) 長さんも行かはったみたいやけど。

(事務局) 現地のほうに行っていただきまして、前面の農地につきましては畝のほうがたてられておりまして、一見するとですね、大きな問題はなかったものと思われるというところでございます。

(会長) はい。

(●●委員) 畑については今、雑草が生えててきれいにされたということですけど、全体の中で畑の面積は3アールほどしかないと思うんです。言うてんのは、土間になったコンクリート貼った部分。それと温室の部分をどうかたちで利用されるかということ言ってるんです。そこの部分、温室の中もまだブルーシート張ったままやと思うさかいに、ここら、物がきれいに片付けられるかどうかというのを確認していただきましたか、現地調査の中で。

(事務局) 今後ですね、この所有権が移られてから片付けていくというふうにはうかがっているところでございます。そこまでの、全ての物がきれいになっておるとい状況ではなかったかと思えます。

(会長) その他。●●委員。

(●●委員) 今、色々あったって地元の人が言っておられるねんけどね、そんな疑惑のあるやつをね、今またここでこうして3条申請してしまうというのは、どうも私は賛成しかねます。ただ、質疑じゃないけど説明は先に済んでますのでね、採決に入った時にどうなるかということなんですけどね、私は、今ここで言うときですが、賛成しかねます。

(会長)

その他、何かご意見等ございますか、よろしゅうございますか。

それでは採決のほうに入りたいと思います。議案第1号受付番号21に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

誰も手を挙げられないということで、この件については不許可といたします。

(事務局)

すみません、事務局からひと言。そうしましたらですね、次の6ページのところに付けております農地法第3条調書がございます。不許可にするにあたりまして、この1号から7号がございますが、この1号から7号のいずれかに該当しなければですね、不許可にはできませんので、この方について、この●●さんがどれに該当するかというところが、そこの部分の審議をお願いしたいと思います。

(●●委員)

ちょっといいですか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

不許可ということじゃなしに、今回は、なんて言うんですか。

(会長)

保留ですか。

(●●委員)

保留というかたちで、もう少し指導をしていただいて、その結果を見た中でしていただいたら。僕らは不許可にしてくれとは言っていないです。要は指導してもらって、ほんまに農地として使こていただければ何も問題ないわけです。今の方より良いと僕も思います。そやけど、そういうかたちにならんようにだけの指導をしていただければ何も問題ないと。

(会長)

●●委員の話ですけども、とりあえず保留にして、今回は他の書類も徴集するなりと。誓約書はもう出てるんやね。

(事務局)

はい、誓約書は出てます。

(会長)

後、そういうような指導をする中で、適正に後、取得されて管理されてるかどうかということとを十分に指導してくれということによろしいですか。今回は、ほんなら保留ということで、●●委員、そういうことによろしいですかね。不許可じゃなしに保留というようなかたちで。

(●●委員)

僕が言うたから保留ということになったら、だけっということになるさかいに困りますけども、そういうかたちの指導をね、やはりこういう案件の物件やったら先にしといてもうたら何も問題ないことで、それが僕が言うてからやることではちょっと遅いと思うんですわ。こんなもん初めからこういう違反物件で今までやったはったやつをそれを引き継いである。ほんで、これについては下限面積聞いたら、タケノコ山買うた言うて。今まで何も農業やったあらへんわけです、聞いてたら。そんな方に、これ3条言うてええんかなということなんですわ。そやから、そこらの指導はもうちょっと先にできてなかったかなと思うんですけど。

(会長)

今の●●さんですか、から取得されて、今後これから営農していくというようなひとつの運びになるかというように思いますけど、要するに、取得されて後、適正な管理をされるということに期待をするという内容やと思うんですけど、その辺は事務局、指導をするということ、後、また本人呼んで指導するということにしますか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、●●委員が言われてるようにね、ここへ出てきて、ここへ出てきて手挙げへんかったらもう、不許可になってしまうねやわ。だから今、言はったようにね、ここへ出てくるまでに事務局、役員のほうでもっと整理できひんもんやろか、これ。ものすご角がたつねん、ここでね、ひっくり返してしまうと。それで聞いてみたら、先ほどから聞いたら、今までからそんなとこやって、今度買う人も今、タケノコか、なんかそんなもん百姓したことないやろというような人やねん、これね。何でその前段の話ができひんかったんかなと思てね。そらもう保留でもええけど、どうせまた次に出てきた時には許可してしまうんやと思うわ、これ最終。けど今、誓約書いう話もあるけど、それを守れへんかったらどうすんの、ほんならそれ。今まで出てきたやつ、皆守れへん、誓約書入ったあると思うわ。それが守らへんさかいこんななってきたるねんさかいにね。そのための我々農業委員やないかなと思うねやわ。ここで許可してしもたらその責任があるさかいにね、私はよう許可せんというか賛成せんと言うただけで。そら今の時点でですよ、そらちゃんとして、本人さんがここへ来てこうやってしますと、皆さんの前で確約したらそらまた別ですよ、話が。なんでそこまでやってくれへんかったんかなと思います。

(会長)

そこまでしてへんねんな。今までの指導状況。

(事務局)

この●●さんにおかれましてはですね、こういうふうな状況であるということをご存じでございますので、申請自体もこの●●さん、●●さん両方窓口に来られまして、されました。その際にもきれいに片付け

(事務局)

るよう指導のほうはさせていただいておりますし、●●さんにおかれましても、耕作、もちろんするし片付けていくというふうなお話ほうがあっておるところでございまして、そういうふうなことでございましたので、この総会の場に出席するようには求めておらなかったというような経緯でございます。

(会長)

ということで、総会のほうにですね、出席は依頼をしなかったということです。場合によっては本人さんをですね、この場に呼んでもう一度、意思確認をするという方法もあるんですけども。どうでしょう、保留。今回、先ほど皆さん挙手をされなかったんで、一応不許可というような案件になるんですけども、先ほど、●●委員からございましたように、保留を念頭において指導をしていくというようなところでどうでございますか。

(●●委員)

そんで結構です。

(会長)

よろしいですか。

(●●委員)

今、言っていたように、僕はもう、あかんとは言ってないんで、指導していただいて、そのように使っていただければ良いと思うんですけども。きっちり指導だけはしといてほしい、ということです。それで今まで、中をきれいに、温室の中を見ていただいて、やっぱり空けてから渡すもんじゃないんですかね。温室の中、まだちょっと何か入ってるみたいに思うんですけど。僕は見えないんでわかりませんが、きれいに片付いておりましたか、現地調査の中で。

(会長)

途中ね、引き渡しされる場合は当然、その辺のところはですね、きれいにして更地の状態にして渡すというのが通常かとはいうふうに思うんですけども、今の

(会長)

ところ、そこまでされてなかったのかな、ようには見受けられました。

(●●委員)

そういうかたちで、僕はもう取消しとは言ってないんで、指導していただいて、適正に使っていただければ町として問題ないということは思いますので、そこらの指導だけをきちっとお願いしたいということです。

(会長)

●●さんよりもですね、より安定的にですね、今回の指導された方が耕作されればですね、ベターかなというようには思うんですけども、その辺の確認をですね、再度行うということにしたいと思いますが、ということで、今回は皆さん方のご賛同を得られないということで。

(●●委員)

今回は、やね。

(会長)

今回は、ですね。皆さんのご賛同を得られなかったので、一応は保留として、1ヶ月伸ばすということにしたいと思います。それで、その間に事務局から指導を再度、地元の委員さんからの申し出もございますので、再度指導をするということによろしゅうございませうか。よろしいですか。

(はいというものあり)

(会長)

それでは、今回につきましては一応、保留ということで再度指導するというようにしていきたいというふうに思います。先ほどの不許可ということは取消しをいたします。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)

(会長)

を議題といたします。

それでは、議案第2号の案件について、現地調査報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号2と受付番号3の該当地については、特に問題ないものと思われま。

(会長)

どうもご苦労さまでした。それでは議案第2号の案件につきまして、担当地区の推進委員の意見を求めたいと思います。

まず●●委員。

(●●委員)

問題ございません。

(会長)

続きまして●●●●委員。

(●●●●委員)

適正に管理されていたと思います。

(会長)

その他ご意見がございませんので、それではですね、議案第2号受付番号2の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは議案第2号受付番号2につきまして議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号2について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

それでは続きまして、議案第2号受付番号3について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号3につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号3について、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き納税猶予の出口の部分です。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして、議案書9ページですね、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定につい

(会長)

て、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号98と受付番号99については、●●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、退室をお願いをいたします。

(●●●委員 午後2時2分 退席)

(会長)

それでは議案第3号受付番号98と99について、この2件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号98と受付番号99の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

どもご苦労さまでした。それでは次に、受付番号98と受付番号99の案件について担当地区の推進委員の意見を求めたいと思います。

まず●●委員、お願いをいたします。

(●●委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

続きまして●●●委員。

(●●●委員)

現地調査でオッケー出てますので、私らあかんとも言えませんのでよろしくお願いします。

(会長)

それでは議案第3号受付番号98と受付番号99については、借手が同じですのでまとめて審議をしたいと思います。事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号98につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。今月からですね、この利用権設定の議案書の見た目が少し変わっております。農地の貸し借りの条件につきましては、このようなかたちで記載させていただいております。11ページのほうを見ていただいたら、おわかりになるかと思えますけれども、利用権の設定を受ける者等の農業経営の状況につきましては、まとめてこのようなかたちで記載をさせていただいております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。こちらの上2つの写真の案件でございます。

次に、受付番号99につきましては議案書10ページをご覧ください、次のページでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく5ページの下側の写真となっております。

また、先ほど申し上げました議案書11ページのほうには利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書のほうも付けさせていただいております。こちらもお覧になって審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号98と受付番号99、この2件につきましては、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号98と受付番号99について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

(会長) 全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●委員 午後 2 時 6 分 入室)

(会長) それでは議案第 3 号受付番号 1 0 0 から受付番号 1 1 1 について、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひします。

(●●●委員) 議案第 3 号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号 1 0 0 から受付番号 1 1 1 の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) それでは次に、議案第 3 号受付番号 1 0 0 から受付番号 1 1 1 ですね、の案件について担当地区の推進委員の意見を求めたいと思ひます。

まず●●委員。

(●●委員) 問題ありません。

(会長) 続きまして●●委員。

(●●委員) 問題ありません。

(会長) 続きまして●●●●委員。

(●●●●委員) 問題ないと思ひます。

(会長) 続いて●●委員。

(●●委員) 問題ないと思われる。

- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) 問題ないと思います。
- (会長) 続きまして●●●委員。
- (●●●委員) 15ページの101、ちょっと見てもらえます。●●何とかいう、●●さんですか。●●歳で、耕作面積ゼロ。作業日数が300日。これどういう、これで受付したんですか。
- (事務局) こちらにつきましてはですね、たしかに耕作面積がゼロということで、新規就農の扱いとなっておるところでございます。この従事者2人となっておるところでございますが、この内訳でございますけれども、この●●さんともう1人はですね、この地主さんであります●●さんが一緒になって耕作をするというふうにかがっておりました、この●●さんを指導しながら管理するので、ということで聞いておるところでございます。
- (●●●委員) 2日にいっぺん畑へ行って、半分ですから2日にいっぺんやね、ほんで農業しはると、これ家庭菜園ちがいますか。
- (事務局) 現在の規模ではですね、確かに家庭菜園程度の規模ではございますけれども、今後ですね、面積を増やしていきたいというふうな意気込みは持っておられるというように。
- (●●●委員) ●●歳ですよ。
- (事務局) はい。●●歳であっても、まだ頑張っておられるというふう聞いております。

(●●●委員) やらはったらええねんけど、●●歳でこれ、今これから、ゼロからというようなそんな。なんぼかしたはってんやったらちょっと動きやすいと思うけど、75歳から農家をできるとは思えませんので、それだけ。

(事務局) 確かに、全くの素人さんでありますとですね、確かに厳しいものがございますけれども、実際のところはもうすでにこの土地で、●●さんと一緒にされておったというふうにかがってございまして、そういう今後のことでもありますので、基本的には短めの貸し借りの期間ですね、1年ごとの更新というような感じで考えておられるというふう聞いております。

(会長) ●●●委員、よろしいですか。

(●●●委員) 私がするんじゃないから良いんですけども、これ耕耘機やら持ったはんのに、今の耕作面積がゼロというのはおかしいてしゃあなかったんです。ひっかかりますよ、これ。

(事務局) 実際に、すでにもうここを、この言い方が正しいかあれですけど、ヤミ借りをしておられまして、もう実際はここを管理されておったと。

(●●●委員) ヤミ貸しでも耕作面積というのは自分とこで作ってるといことで、申請もうたら良いんですけども。その分でちょっとでもここに耕作面積があったらわかるんですけど。ゼロいうだけで、ちょっとひかかる。

(事務局) そうですね。確かにですね、耕作面積のところにつきましては、もうこれは正式に所有権を持っておられるか貸し借りの手続き、利用権設定をされておられるかっていう部分のみしか記載しておりませんので、そのような関係でゼロになっておるといような方

(事務局) でございます。

(会長) よろしいですか。

(●●●委員) はい。

(会長) それではただ今、推進委員さんのご意見をちょうだいいたしました。それでは、議案第3号受付番号100について、事務局より説明を願います。

(事務局) そうしましたら、議案第3号受付番号100につきましては議案書12ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページから8ページ、6、7、8でございます。
また、議案書13ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号100につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第3号受付番号100について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号101について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号101につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても議案書15ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号101について、ただ今、推進委員のほうからご意見をいただきましたけれども、その他、何かご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号101について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号102につきまして、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号102につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページと11ページ、2ページに渡っております。

また、議案書17ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号102ですね、102について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号102について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号103について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号103につきまして議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

また、議案書19ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号103について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号103について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号105ですね、104がちょっと欠番になっておりますけども105、105について、事務局説明を願います。

(事務局)

今、会長さんからもありましたとおり、受付番号104につきましては欠番となっておりますところでございます。議案第3号受付番号105につきましては議案書20ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

また、議案書21ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。105の方におかれましてはですね、社長さん個人がですね、所有する農地を自身が経営する法人さんに貸し付けるというような案件でございます。耕作面積が上はゼロとなっております。で、下のほうが個人経営時ということで、個人的に持っておられるのが3497と、会社としては持っておられません。ゼロというかたちでございましたけども、この度、利用権設定をして●●●●●●●さんの経営面積にするというような案件でございます。

それでは会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号105について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号105について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙

(会長)

手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号106ですね、106から受付番号108については、借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号106につきましては議案書22ページをご覧ください。こちら22ページの上の案件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページの写真でございます。

次に、受付番号107につきましては議案書22ページ、同じページですね、22ページの下側の案件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。こちらは上2枚の写真、野村北浦44のほうが受付番号107となっております。

続いて、受付番号108につきましては議案書次のページ、23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、先ほどと同じく15ページ下側2枚の写真でございます。

また、議案書24ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号106ですね、106から108について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号106から受付番号108について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号109から受付番号111については、借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号109につきましては議案書25ページの上側をご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。

次に、受付番号110につきましては議案書、同じく25ページの下側をご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真17ページをご覧ください。

次に、受付番号111でございますが、議案書次のページ、26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。

また、議案書27ページにお付けしております農業経営の状況等及び第18条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号109から受付番号111について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号109から受付番号111について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日予定をしておりました審議案件は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは報告第1号受付番号6農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出についてを事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号6につきましてもは議案書28ページをご覧ください。内容につきましてもは記載のとおりとなっております。4条の届出でございますので、自己転用というような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。

本件につきましては、市街化区域内の農地ということもございまして、令和2年9月7日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行させていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号6の報告が事務局からありましたけれども、この件につきましても、何かご意見等ございますか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見等ないようでございますので、続きまして報告第2号受付番号9農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出につきまして、事務局報告を願います。

(事務局)

そうしましたら、報告第2号受付番号9につきまして議案書29ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらは、市街化区域内の5条の届出でございます。他人に売却等をいたしまして、その他人が転用する場合というようなことでございます。

所在地につきましても、詳細地図及び該当農地の写真20ページをご覧ください。

本件につきましても、令和2年8月21日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行させていただきましたことを申し添えておきます。なおですね、この備考欄に着工日、完了日等がございます。完了日が令和2年9月30日となっておりますところでございます。このようなかたちで届出を受付させていただいたところなんですけれども、再度確認しましたところですね、少し着工が遅れたということで、11月中には完全に工事が完了するというふうな報告を受けているような案件でございます。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、事務局から報告第2号受付番号9の案件につきまして、報告がありました。この件について、何かご質問等ございますか。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

これちょっと写真見ると、何や木か竹が何やらたくさんあるんやけども、これ、この中に建つんですか。

- (事務局) こちらのほうはですね、竹藪の部分がこの今回の届出の当該地なんですけれども、こちらの竹藪のほうをですね、全て伐採いたしまして、北側の宅地部分と一体開発、一体で土地利用をされるというふうにかがっておるところでございます。
- (●●●委員) 今現在、どないなってますか。
- (事務局) 今現在のところですね、まだこの伐採のほうが進んでおりませんでして、この伐採等が全て終わるのが、11月中には終わるというふうにかがっておるところでございます。
- (●●●委員) 家が建つのが11月じゃなくて、きれいに整地するのが11月末ですか。
- (事務局) そうですね。こちらの部分につきましては、こちらで聞いておりますのは●●●●につきましては、転用目的にありますとおり庭でございますので、きれいに整地されることですね、それが11月中には終わるというふうにかがっておるところでございます。
- (●●●委員) 会長専決で終わってることですが、会長さんが11月になったらもう一回見といてください。
- (会長) 事務局と確認をいたします。
- (事務局) 事務局のほうも確認させていただきます。
- (会長) その他、ご意見ご質問等ございませんか。よろしいですか。それでは、続きまして報告第3号受付番号1、2アール未満の農業用施設建築届出について、農業用施設ですね、につきまして報告をしていただきたいと思いますけれども、農業用施設につきましては今期初め

(会長)

ての案件でありますので、事務局説明を願います。

(事務局)

まずはですね、2アール未満の農業用施設の説明のほうをさせていただきたいと思いますので、皆さまのお手元、本日お配りしておりますこの参考資料と書かれた、左肩にホッチキス止めさせていただいたものをご覧ください。参考資料、令和2年10月総会と書かれたものでございます。3枚ものの資料でございまして、こちら1枚ぺらっとめくっていただきましたら、横書きになっておりますけれども、農地転用許可を要しない場合の転用制限の例外ということで、ずらずらと書かれておるところでございまして。農業用倉庫であったりとかですね、そういうものを建築するにあたってですね、そこは農地として使えなくなりますので、通常はですね、農地転用というふうな話になりまして、京都府許可等になるところなんですけれども、一定の場合の農業用倉庫については、京都府許可を要しないというような例外がございまして。参考2のこの表のですね、太枠で囲わさせていただいてます上の部分については市街化のお話ですね。先ほどの4条届出、5条届出はこの市街化区域内農地等につき、あらかじめ農業委員会に届出て、農地を農地以外にする場合については農地転用の許可、京都府許可が必要ないとなっておりますのでございまして。今回の2アール未満のお話ですが、下側の四角で囲ったところですね「農業生産力の増進に寄与するもの」ということで、例えば「農地の保全若しくは利用の増進のため、その農地（2アール未満）をその者の農作物の育成等のための農業用施設に供する場合」と、育成のためにどうしても必要な農業用施設ですね、農家の農業用倉庫であったりとか、そういったものについては2アール未満におさえられるのであれば、京都府許可はいらぬよというようなかたちになってます。手書きでもちょっと書かせていただいておりますが、こういうふうな例外

(事務局)

があるのは第4条の場合のみとなっております。ですので、自分の土地に自分の倉庫を建てるのであれば2アール未満、200平米未満の敷地であれば建てられるよとなっておりますが、自分の土地をですね、よその農家さんに貸すんやと、農小屋として貸すんやっていうふうなことについては、この5条というふうになってしまいますので、この例外にはひっかからず、京都府許可が必要になると、このようなかたちになっておるところでございます。説明のほうは以上とさせていただきます。

(会長)

これから報告をしていただく報告第3号受付番号1につきましては、●●委員に係る2アール未満の農業用施設建築という案件ですので、少し退室のほうをよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

(●●委員 午後2時31分 退席)

(会長)

それでは報告第3号受付番号1、2アール未満の農業用施設建築(設置)届出につきまして、事務局報告を願います。

(事務局)

報告第3号受付番号1につきましては議案書30ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。このようなかたちで、200平米以内で、191.29平米でおさえられたということでございますので、京都府許可の対象とはなりません。そのような2アール未満のそういう農業用倉庫を建てられる場合におかれましては、久御山町の農業委員会のほうに届出をするようお願いしておりますので、皆さまに届出のあった件につきまして報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 21 ページをご覧ください。

本件につきましては、令和 2 年 9 月 7 日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対しまして受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、報告第 3 号受付番号 1 の報告がございました。この件につきまして、何かご意見等、ご質問等ございましたでしょうか。

よろしいですか。

(●●委員 午後 2 時 32 分 入室)

(会長)

特にご意見ご質問もないようですので、これで本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後 2 時 32 分 終了 —————